

さぬき市耐震改修促進計画

【令和3年度～令和7年度】

令和4年3月（改正）

さ ぬ き 市

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の目的.....	2
3 用語の定義.....	2
4 本計画とSDGs.....	3
5 計画の期間.....	4
6 想定される地震の規模及び被害の状況.....	5
第2章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標	8
1 住宅の耐震化の状況と目標.....	8
2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況と目標.....	9
3 防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の状況と目標.....	12
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	13
1 今後の取組の方向性.....	13
2 役割分担.....	13
3 補助制度・税制度.....	18
4 相談窓口と情報提供.....	20
5 地震時の総合的な安全対策の概要.....	20
6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項.....	23
7 優先的に耐震化すべき建築物の設定.....	24
8 重点的に耐震化すべき区域の設定.....	24
第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等への協力	24
1 指導等への協力.....	24
第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 ...25	
1 相談体制・情報提供の充実.....	25
2 セミナー・講習会の参加啓発.....	25
3 リフォームに併せた耐震改修の推進.....	25
4 自治会等との連携.....	25
5 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及・啓発.....	26

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、同年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定された。

また、平成17年3月の国の中央防災会議では、今後10年間で地震による死者数等を半減させることを目標とする地震防災戦略が決定されるとともに、同年6月の地震防災推進会議では、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の75%から10年後に90%にするという提言が取りまとめられた。

これらを受け、平成17年11月に法が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を示し、平成27年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%とする目標を定めたことから、本市では、平成22年9月に「さぬき市耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、平成28年3月の国の基本方針の改正により、令和2年度末までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%に定められたことなどを踏まえ、同年12月に県が「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「第二次県計画」という。）を策定し、本市においても、国の基本方針、第二次県計画の内容を踏まえ、平成30年3月にさぬき市耐震改修促進計画を改正し、引き続き、住宅・建築物の耐震化の促進に向けた各種施策に取り組んできた。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、一度の災害としては、戦後最大の人命が失われるなど、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、甚大な被害をもたらした。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7を観測した揺れが連続で発生し、住家の全半壊の被害は約4万3千棟にのぼるなど大きな被害を受けた。活断層が多く存在する日本では、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識が、さらに高まった。

その後も、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀

の耐震対策の必要性が再認識された。

一方で、平成30年には、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「70%程度」から「70～80%」に引き上げられ、この地震が発生すると、本県でも甚大な被害が発生すると想定されるとともに、令和2年にパンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における感染拡大防止対策のための観点から新たな避難行動（在宅避難や分散避難）が示され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっている。

今般、本市の計画期間が令和3年3月をもって満了し、根拠となる国の基本方針が改正され、同年10月に県が「香川県耐震改修促進計画（第三次県計画）」（以下「第三次県計画」という。）を策定したことから、当該改正内容を踏まえ、さぬき市地域防災計画との整合を図りつつ、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を計画的に推進するため、さぬき市耐震改修促進計画を改正するものである。

2 計画の目的

本計画は、近い将来発生が予想されている南海トラフを震源とする大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的・経済的被害の軽減を図るため、主として昭和56年以前の基準（いわゆる旧耐震基準）で建築された既存住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

3 用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義するほか、特に定めのない場合は、耐震改修促進法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例によるものとする。

用語	定義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
所管行政庁	建築主事を置く市町の区域（高松市）においては当該市長の長をいい、その他の市町の区域（さぬき市含む）においては知事をいう。

旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着手した建築物に適用される耐震基準。
耐震性	耐震性の有無は、大規模な地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、ごくまれに発生する大規模な地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと考えられる。
耐震化率	ある集団に含まれるすべての建築物のうち、耐震性を有するもの（新耐震基準によるもの、耐震診断の結果により耐震性を有するとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。
既存耐震不適格建築物	耐震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの。
特定既存耐震不適格建築物	学校、体育館、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものや、火薬類、石油類等の危険物で一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場などで、既存耐震不適格建築物であるもの。
要安全確認計画記載建築物	避難路沿道建築物であって、耐震診断を義務付けられたもの。
緊急輸送道路沿道建築物	香川県地域防災計画及びさぬき市地域防災計画において指定された緊急輸送道路沿いの道路閉塞させる住宅・建築物。
住宅	市内にある民間住宅で、戸建て、長屋建て及び併用（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものをいう。）のものをいう。

4 本計画とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月、国連サミットにおいて採択された、令和12年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念

に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すこととされている。

本計画は、大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていく。



5 計画の期間

本計画の期間は、国の基本方針及び第三次県計画にあわせて、令和3年度から令和7年度までとする。なお、計画の最終年度には、耐震化の目標や耐震改修の促進を図るための施策等について検証を行う。

6 想定される地震の規模及び被害の状況

将来本市において大きな被害が予想される地震として、

- ①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（南海地震L2）【震度5強～6強】
- ②南海トラフを震源域とする発生頻度の高い地震（南海地震L1）【震度5弱～6弱】
- ③中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震【震度5弱～6強】
- ④長尾断層を震源域とする地震【震度4～6強】

が想定される。



想定地震の震源位置図

■前提条件

県内に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、南海地震等のようなプレートの沈み込みによる海溝型の地震（2ケース）と活断層による内陸型の地震（2ケース）との合計4ケースを想定した。

このうち、本計画では、想定する地震を①南海トラフを震源域とする最大クラスの地震（南海地震L2）とする。なお、平成25年3月及び8月に公表した香川県地震・津波被害想定における本市内での被害は次表のように想定されている。

南海トラフ^{※1}を震源域とする海溝型地震による被害想定（最大クラス^{※2}）

（平成25年3月31日、8月28日公表、県被害想定による）

項 目		被 害 想 定 結 果	
条件	震源域	南海トラフ	
	モーメントマグニチュード ^{※3}	9.0	
震度の予測	震度分布	5強～6強	
	液状化危険度区分 ^{※4}	沿岸部及び中央部に危険度Aの地域が分布	
	津波	主要な港での最高津波水位 ^{※5} 約2.6～3.8m	
建物被害（全壊）	揺れによる被害	1,000棟	
	液状化による被害	290棟	
	津波による被害	470棟	
	急傾斜地崩壊による被害	20棟	
	地震火災による被害 （冬18時 ^{※6} ）	240棟	
	合計	2,020棟	
人的被害	死者（冬深夜 ^{※6} ）	1,100人（うち建物倒壊及び火災による被害による死者60人）	
	負傷者（冬深夜 ^{※6} ）	1,200人（うち建物倒壊及び火災による被害による負傷者820人）	
	避難者 （冬深夜 ^{※6} ）	避難所	7,200人
		避難所以外	4,800人

(注意事項)

※1：南海トラフ

プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」という。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいる。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4,000mもある巨大な海溝の溝である。

※2：最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりももっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす地震・津波である。

※3：モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こるものであり、この岩盤のずれの規模をもとに計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュードという。

※4：液状化危険度区分

危険度A：液状化危険度はかなり高い

危険度B：液状化危険度は高い

危険度C：液状化危険度は低い

危険度D：液状化危険度はかなり低い

※5：最高津波水位

最高津波波高 + 地盤沈降量 + 平均満潮位

※6：被害の算定にあたっての条件

本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表す。

第2章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標

1 住宅の耐震化の状況と目標

(1) 住宅における耐震化の状況

平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）では、市内の住宅数は19,220棟となっている。

建築年代別に見ると、昭和56年以降の住宅（新耐震基準建築物）が12,859棟、昭和55年以前の建築物（旧耐震基準建築物）が6,361棟である。

令和2年度に新たに示された国の推計方法に準じて推計を行うと、6,361棟のうち、1,840棟は耐震性を有しているものと考えられる。

以上のことから、市内の住宅のうち、15,350戸（79.86%）が耐震性を有しており、平成30年度末の住宅の耐震化率は79.86%と推計した。

住宅の耐震化の進捗状況

	平成20年	平成25年	平成30年
総戸数	19,370戸	19,190戸	19,220戸
耐震性有	14,123戸	14,481戸	15,350戸
耐震性無	5,247戸	4,709戸	3,870戸
耐震化率	72.91%	75.46%	79.86%

※令和2年度に新たに示された国の推計方法を用いて推計（総務省「住宅・土地統計調査」を元に、国土交通省から提供された手法により推計）

(2) 住宅の耐震化の目標

市民の生活基盤である住宅の耐震化を行うことは、大地震が発生した際に、住宅の倒壊の防止や被害を軽減することができ、生命や財産を守ることはもとより、早期の支援が届きにくい中でも、できるだけ早く通常の暮らしに戻るために、様々なリスクやストレスを抱えて

の避難所生活ではなく、住み慣れた我が家で過ごす（＝在宅避難）を可能とするために、欠かすことのできない備えであるといえる。加えて、災害発生後の応急対応やがれき撤去の復興作業など、社会全体の負担を軽減するための、減災の取組みの大きな要素でもあることから、引き続き、住宅の耐震化を積極的に促進する。

なお、住宅の耐震化率の目標を令和2年度末までに90%としていたが達成することができなかつたため、本計画や第三次県計画を踏まえて取組を強化し、令和7年度末までに耐震化率91%以上となることを目標とする。

住宅の耐震化率の目標

現状の耐震化率 (令和2年度末)	目標の耐震化率 (令和7年度末)
81.26%	91%

※令和2年度の住宅耐震化率は、平成30年度が79.86%と推計され、平成20年度の72.91%からの上昇率を勘案し、81.26%と推計している。

2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（特定既存耐震不適格建築物関係）

市内における多数の者が利用する建築物の令和2年度末現在の総数は149棟であり、昭和56年6月以降の建築物（新基準建築物）が115棟、昭和56年5月以前の建築物（旧基準建築物）が34棟であった。また、旧基準建築物34棟のうち耐震改修等により耐震性があると判断できた建築物は28棟であることから、95.97%が耐震化されていると推計される。これは、令和2年度末の耐震化率の目標値95%を超える結果となっている。

多数の者が利用する建築物の要件及び耐震化の状況

用途	規模	市内棟数	内 耐震性有	令和2年度末耐震化率(%)
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	30	30	100.00
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	23	23	100.00
体育館(一般公共の用に供されるもの)	1,000㎡以上	4	2	50.00
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-	-
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	5	3	60.00
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-	-
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	4	4	100.00
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-	-
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-	-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-	-
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	4	4	100.00
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	24	23	95.83
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	6	6	100.00
老人ホーム、老人福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	22	22	100.00
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	7	7	100.00
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	1	1	100.00
遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-	-
公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-	-
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	1	0	0.00
理髪店、質屋、貸衣装店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-	-
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上	11	11	100.00
車両の停止場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-	-
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-	-
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	7	7	100.00
計		149	143	95.97

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

令和2年度末の耐震化率の目標値を95%として取組を進めてきた結果、目標を達成できた。今後は、国の方針及び第三次県計画を踏まえ、令和7年度末までに耐震化率97%以上となることを目標とする。

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率 (令和2年度末)	目標の耐震化率 (令和7年度末)
95.97%	97%

3 防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の状況と目標

(1) 防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の現状

市が所有又は管理する公共施設等のうち、防災基本計画に基づき防災拠点としている建築物の耐震化率は96.63%で、令和2年度末までに耐震化率を100%とする目標を達成することができなかった。

防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の状況

建築用途	市内棟数	内 耐震性有	令和2年度末耐震化率(%)
1.庁舎	6	6	100.00
2.幼稚園	2	2	100.00
3.小学校	30	30	100.00
4.中学校	11	11	100.00
5.診療施設	1	1	100.00
6.公民館等	9	7	77.78
7.体育館	6	5	83.33
8.コミュニティ集会施設等	11	11	100.00
9.社会福祉施設	11	11	100.00
10.消防本部、消防署	2	2	100.00
合計	89	86	96.63

(2) 防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の目標

防災拠点となる公共施設等建築物については、令和2年度末までに耐震化率100%を目指していたが達成できなかったため、引き続き、施設所管課等に働きかけ、令和7年度末までに耐震化率100%となることを目標とする。

防災拠点となる公共施設等建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率 (令和2年度末)	目標の耐震化率 (令和7年度末)
96.63%	100%

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 今後の取組の方向性

建築物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建築物の防災対策上重要であり、また、大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減に有効であるという基本的な認識に基づき、香川県や建築関係団体等と役割分担しながら連携を図り、住宅・建築物所有者とともに耐震化を促進する。

2 役割分担

第三次県計画に基づき以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の所有者とともに、耐震化を促進する。

(1) 香川県の役割

県は、市町や建築関係団体などと連携し、広域自治体として県全体の視点から各種施策に取り組むほか、市町が実施する耐震化の取組に対して支援する。

①香川県耐震改修促進計画の策定（改正）

- ◇県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- ◇施策等の進捗状況の検証及び分析結果の公表並びに必要な応じた見直しや更新
- ◇市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- ◇特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う指導・助言・公表等の実施
- ◇「香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※1（以下「アクションプログラム」）のPDCA監理・とりまとめ調整

※1：補助事業を実施する市町が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画

②耐震診断・耐震改修の促進

- ◇県有施設の耐震診断・耐震改修の実施
- ◇県有施設以外の公共施設の耐震診断・耐震改修の促進
- ◇民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進
- ◇民間住宅の耐震診断・耐震改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- ◇緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修等への間接補助
- ◇要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への間接補助
- ◇要安全確認計画記載建築物の耐震診断への間接補助
- ◇要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告の義務付け、結果の公表
- ◇コンクリートブロック塀などの倒壊防止対策の指導
- ◇窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ◇大規模空間に架かる天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6mを超える天井の部分で、水平投影面積が200㎡を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が2kg/㎡を超えるもの。以下「特定天井」という。）の脱落防止対策
- ◇建築設備の耐震対策の指導
- ◇家具の転倒防止対策の啓発
- ◇法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ◇法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ◇法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ◇法に基づく特定既存耐震不適合建築物の所有者に対する指導等
- ◇建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

③普及、啓発等

- ◇相談窓口の設置及び運営
- ◇市町に対する相談窓口の設置及び運営に関する指導
- ◇耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ◇耐震化に関する情報の提供
- ◇住宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄、非常用持出品の準備など防災意識の向上を図る
県民向けの講習会の開催

④市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ◇耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会の開催や耐震改修の工法の普及
- ◇「低コスト工法」※2の普及啓発
- ◇市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発
- ◇市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置
- ◇市町が行う施策への協力や市町間での情報共有
- ◇建築関係団体が行う施策への協力
- ◇耐震診断・耐震改修を実施可能な事業者の名簿の作成及び縦覧

※2：低コスト工法とは、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が巨大地震時の災害軽減に向けた主要な取組みとして評価を行う木造住宅に対する安価な耐震改修工法や低コスト耐震補強推奨ルートを採用による設計のことを指す。

また、「低コスト工法」の実績を客観化する際には、耐震改修工法は、「木造住宅低コスト 耐震補強の手引き」において、評価番号がA-***であり、かつ実験実施機関が名古屋工業大学である工法を指すこととし、補強設計は、同手引きで示される「詳細法」あるいは精密診断法を用いた方法とする。県では平成30年度より、安価で短期間に耐震化できる「低コスト工法」の普及啓発に取り組んできたところであり、補助制度を活用して耐震改修工事を実施した住宅のうち、同工法を採用したものは直近で6割を超え、「低コスト工法」は浸透しつつある。

(2) さぬき市の役割

市は、基礎的自治体として地域住民の生命と財産を保護する取組みを含め、地域の実情に応じた施策に取り組む。

①耐震改修促進計画の策定（改正）

- ◇住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進
をするための計画の策定
- ◇その施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- ◇市の地域防災計画で定める緊急輸送路の指定と状況の把握
- ◇支援制度の創設の検討
- ◇「アクションプログラム」のPDCAの実行（取組内容・進捗状況の把握や検証）

②耐震診断・耐震改修の促進

- ◇市有施設の耐震診断・耐震改修の実施
- ◇民間住宅の耐震診断・耐震改修等への補助
- ◇緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修等への補助
- ◇要安全確認計画記載建築物の耐震診断・耐震改修等への補助
- ◇民間施設の危険なブロック塀等の撤去の促進
- ◇民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進
- ◇県が実施するコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び
建築設備の耐震対策の指導への協力
- ◇家具の転倒防止対策の促進

③普及、啓発等

- ◇耐震化に関する相談窓口の設置及び運営
- ◇耐震化に関する情報の提供
- ◇自治会組織を活用しての耐震化の啓発

◇建築士をはじめとした専門家に個別に相談できる機会の定期的な提供

④県及び建築関係団体との連携による普及啓発

◇県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力

◇大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施

◇火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発

◇地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実

◇自治会との連携及び相互協力

◇各地域の実情に応じた耐震診断・耐震改修を担う人材育成

◇自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、学校等地域に根ざした共同体との連携構築

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、専門的知見や人材ネットワークなどを活用し、県や市町と連携を図りながら、各種施策への協力を行う。

①耐震診断・耐震改修の促進

◇民間住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

◇県及び所管行政庁が実施するコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力

◇家具の転倒防止対策の指導への協力

②普及、啓発等

◇相談窓口の設置及び運営

◇耐震化に関するパンフレット等の配布

◇耐震化に関する情報の提供

③技術者の養成

- ◇耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力向上
- ◇耐震改修の工法開発

(4) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、地震発生の危険性やその予測される程度などを、正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくほか、所有建築物の耐震化に努める。

①耐震診断・耐震改修等の実施

- ◇住宅・建築物の耐震診断
- ◇耐震診断の結果に応じた耐震改修
- ◇総合的な対策として、コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策
- ◇ブロック塀などの安全点検
- ◇建築設備の耐震対策
- ◇地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

3 補助制度・税制度

市民に対し、建築物の耐震化の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、国や県の耐震診断及び耐震改修等の助成制度と税の優遇措置等を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていくものとする。

(1) 補助制度

市は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の国及び県の助成制度を活用し、既存住宅、緊急輸送道路沿道建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修等の支援を

行うものとする。

(2) 税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度として現在下記のものがあり、その活用が図られるように周知に努める。

対象	主な要件等
改修	<ul style="list-style-type: none">◆住宅の耐震改修<ul style="list-style-type: none">・所得税：令和3年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税から控除・固定資産税：令和4年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額（特に通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額）◆建築物の耐震改修<ul style="list-style-type: none">・固定資産税：法により耐震診断が義務付けられている建築物で耐震診断が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額（耐震改修工事費の2.5%が限度）◆住宅ローン減税<ul style="list-style-type: none">・所得税：10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

※税制度については、さぬき市耐震改修促進計画改正時のものであり、制度が変更になる場合がある。

4 相談窓口と情報提供

(1) 相談窓口の設置

耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための相談窓口を建設経済部都市整備課内に設置し、市民からの耐震化への相談に応じる。

(2) 住民への情報提供

本計画や、香川県が作成した冊子、日本建築防災協会が作成・公表しているパンフレット等を活用し、市民に対して、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供を行うとともに、耐震診断及び耐震改修に関する支援制度の概要等についても、ホームページや戸別訪問等を活用して紹介する。

建築物の所有者等が安心して耐震改修等の実施が行えるように、耐震診断及び耐震改修に関する一定の資格又は講習会を受講した信頼できる業者や技術者に関する情報の提供を行う。

5 地震時の総合的な安全対策の概要

(1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

これまで、宮城県沖地震（昭和53年6月）、熊本地震（平成28年4月）や大阪府北部地震（平成30年6月）において、コンクリートブロック塀等の転倒により多くの死傷者が出た。コンクリートブロック塀は、市街地の住宅密集地域に多くあり、転倒した場合には、避難や救援活動の妨げになるのみならず、その下敷きになって死傷する可能性がある。特に緊急輸送道路、避難路（※）及び通学路に沿って存在しているコンクリートブロック塀等について、重点的に安全対策を講じる必要がある。

具体的には、県等と連携し、危険なコンクリートブロック塀などの安全対策の啓発に努めるとともに、防災パトロール等により危険なコンクリートブロック塀などの所有者に対し、

改善指導を行う。

(※) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項及び第 2 項に規定する道路

(2) 天井材、窓ガラス、外壁等の非構造部材の脱落防止対策

宮城県沖地震（昭和 53 年 6 月）や福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月）では、窓ガラスが破損、落下して多くの負傷者がでた。また、芸予地震（平成 13 年 3 月）や十勝沖地震（平成 15 年 9 月）では、体育館等の天井が落下し、負傷者がでた。その後、平成 23 年 3 月の東日本大震災においても、同様の被害が発生している。このため、大規模空間に架かる天井の脱落防止対策や、避難路や通学路に面する建築物の窓ガラス等の落下防止対策を講じる必要がある。

具体的には、県等と協力し、建築物の所有者に対し、適切な施工技術及び補強方法の普及、徹底を図り、必要に応じて改善を働きかける。

(3) 建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなるため、建築物の構造体と同様、建築設備についても耐震化を図る必要がある。

具体的には、県等と協力し、建築物の所有者に対し、必要に応じて、建築設備の耐震化を働きかける。

(4) 家具の転倒防止対策

家具の転倒は、それによる負傷に加え、避難や救援活動に支障が生じる。このため、県や自主防災組織等と連携し、身近な住宅内部での地震対策として、家具の転倒防止を住民に呼びかけるとともに、家具の固定方法の普及、徹底を働きかける。

(5) エレベーターの地震対策

平成21年9月に施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められている。そのため、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するため、建築物の所有者等に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置の整備や改良の必要性について啓発し、必要に応じて改善指導を行う。

(6) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

急傾斜地崩壊の地盤災害予防対策については、香川県や関係団体と連携を図りながら、香川県が指定したそれぞれの区域を巡回、パトロールし、実体の把握に努める。

また、災害を未然に防止するため、警戒避難体制の確立と自主防災組織の育成に努め、被害の軽減を図る。

(7) 耐震化のための基礎資料の作成

特定既存耐震不適格建築物について、その情報をデータベース化し、耐震化の状況を把握することにより、耐震化の目標設定や耐震化のための施策を策定するための基礎資料として整備する。これに基づき、必要に応じて耐震化の目標の見直しを行うとともに、特定既存耐震不適格建築物の位置を把握し、関係部局等と連携しつつ、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、当該建築物の耐震診断、耐震改修のための計画を策定するよう働きかける。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震発生時の避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給や応急対策活動等を広域的に実施するため、第三次県計画に基づき、香川県地域防災計画及びさぬき市地域防災計画において指定している緊急輸送路の沿道建築物（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）の耐震化を促進する。

特に、第三次県計画で指定された避難路の沿道建築物（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）については、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられていることを重視し、第三次県計画を踏まえた目標を掲げて取組を進めることとする。

具体的には、県とともに戸別訪問を行い、対象建築物所有者に耐震対策の実施を呼びかける。

避難路沿道建築物の耐震診断実施率及び耐震化率の目標

耐震診断実施率（％） （令和 2 年度末）	耐震診断実施率（％） （令和 7 年度末）
60.00%	100%
耐震化率（％） （令和 2 年度末）	耐震化率（％） （令和 7 年度末）
0.00%	40%

7 優先的に耐震化すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物としては、地震などの大規模な災害が発生した場合に、救援、救護、避難所等の防災拠点となる市有建築物とする。

8 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ◇香川県地域防災計画及びさぬき市地域防災計画に定める緊急輸送路の沿道地域
- ◇避難所周辺地域

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等への協力

1 指導等への協力

市内住宅・建築物の耐震化を促進するためには、所管行政庁である香川県と十分に調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、香川県と十分に連絡・調整を行い、連携を図りながら、指導等の協力・実施に努める。

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する 啓発及び知識の普及

1 相談体制・情報提供の充実

建設経済部都市整備課内に相談窓口を設置し、引き続き市民からの相談に応じるとともに、相談に当たる職員を研修に参加させる等、知識の習得に努める。

また、県が作成する耐震診断・耐震改修に関するパンフレット、耐震改修の事例集、耐震改修工法に関する資料を相談窓口に着用して最新の情報を説明するとともに、市の広報紙やホームページなどを通じて、広く情報を提供する。

2 セミナー・講習会の参加啓発

市民や事業所に対し、耐震診断及び耐震改修への知識の向上につながるセミナー・講習会への参加啓発を行い、地震に対する防災意識の向上を図る。

3 リフォームに併せた耐震改修の推進

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会は、耐震改修を実施する好機であり、併せて工事を行うことによる費用面のメリットもある。このため、住宅リフォーム支援事業や空き家リフォーム支援事業との併用を推進するとともに、香川県等と連携して講習会を開催する等、耐震診断・耐震改修に取り組める市内事業所の増加に努める。

4 自治会等との連携

地震による被害を最小限に抑えるためには、日ごろから地域における地震時の危険箇所を確認し、地域で情報を共有しておくことが重要である。市内各地域に、自治会を主体とした

自主防災組織の結成が進んでいることから、防災意識の向上のため、防災訓練・研修会等により、地域住民と連携した活動を行う。

5 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及・啓発

(1) 耐震性能の高い建築物の整備促進

新たに建築される住宅については、現行の耐震基準等に従って適切に建築されるように住宅性能表示制度の情報提供を行う。

(2) 地震保険の普及・啓発

地震により家屋が倒壊や損傷を受けた場合に所有者は多額の損害を負うことになる。これに備えて、地震保険に加入することは大切であると考えられるので、地震保険への加入を啓発する。

さぬき市耐震改修促進計画

【改正履歴】

平成 22 年 9 月（策定） 平成 28 年 3 月（改正）

平成 30 年 3 月（改正） 平成 31 年 4 月（改正）

令和 3 年 3 月（改正） 令和 4 年 3 月（改正）

発行・編集 さぬき市建設経済部都市整備課

電話 087-894-1113